

懲戒処分等の公表

吉川松伏消防組合では、地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を発令しましたので、職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき下記のとおり公表します。また、当該行為に関係する職員におきましても懲戒処分に至らない程度の行為として処置しましたので併せて公表します。

記

1 事実の概要

平成31年2月18日（月）午後9時頃、吉川松伏消防組合消防本部において、吉川消防署にて当直勤務をしていた31歳の職員が、無断で総務課長席の机の引き出しを開け、人事異動案に関するデータが保存されているUSBメモリから、持参していた自分のUSBメモリにデータを転送、その後自分のスマートフォンにデータを送信した後、複数の職員に無料通信アプリ（ライン）にてデータを拡散したことが判明した。さらに、2月25日（月）午前0時頃、同じUSBメモリから人事異動案に関するデータを閲覧し、自分のスマートフォンを使用して写真を撮り、再び複数の職員に無料通信アプリ（ライン）にて送信したことも判明した。

この事実を把握した消防本部では、関係した職員から聞き取り調査を実施し、人事異動案に関するデータを収集した職員1名を減給（給料の月額額の10分の1）3ヶ月の懲戒処分にした。

また、無断にて総務課長席の引き出しを開けるなど人事異動案に関するデータを収集しようとした職員1名を文書訓告処分に、人事異動案に関するデータを収集した職員などの該当所属署長を監督不行届きにより文書訓告処分とした。

並びに人事異動案に関するデータを受け取った後に、無料通信アプリ（ライン）にて他の職員に転送した3名の職員を文書厳重注意処分とし、人事異動データを管理していた総務課長を文書厳重注意処分とし、人事異動案に関するデータを受け取った7名の職員を口頭注意処分とした。

2 被処分者の属する課・署名、職名、年齢

吉川消防署 主事（消防副士長） 31歳 男性

3 処分内容及び処分年月日

減給（給料の月額額の10分の1）3ヶ月 平成31年4月9日（火）

4 消防長の意見

今回の不祥事を重く受け止め、全職員に対し、改めて公務員としての倫理及び服務規律の確保について指導を徹底し、二度とこのような不祥事を起こさないよう、再発防止に徹底して取り組んでまいります

平成31年4月10日提供

問合せ先

担当課：消防本部総務課庶務係

電 話：048-982-3918